



新型インフルエンザ ワクチン接種

新型インフルエンザのワクチン接種が、都内一斉に、優先性の高い方から順に開始されます。

ワクチン接種を受ける方やご家族の方は、ワクチン接種の効果とリスク（2面参照）を十分ご理解の上、接種してください。

優先接種対象者と接種スケジュール

新型インフルエンザのワクチン接種は、数に限りがあるため、妊娠している方や基礎疾患（※1）のある方など、感染した場合に重症化する恐れのある方から優先順位をつけて実施します。



ワクチン接種の回数や開始時期は、今後変更になる場合があります。最新情報は、区ホームページで随時お知らせします。

優先接種対象者	接種開始時期	接種に必要な書類
妊娠している方（※2）	11月上旬からの予定	・母子健康手帳
基礎疾患のある1歳～小学3年生と最優先対象（※3）の方		・優先接種対象者証明書（※4） ・被保険者証または住民票など、年齢を確認できる書類
上記以外で基礎疾患のある方	11月下旬からの予定	・母子健康手帳または被保険者証など、年齢を確認できる書類
1歳～小学3年生（基礎疾患のある方以外）		・母子健康手帳 ・被保険者証または住民票など、1歳未満の小児と同一世帯であることを確認できる書類
1歳未満の小児の保護者	1月からの予定	・優先接種対象者証明書（※4） ・被保険者証または住民票など、身体上の理由によりワクチン接種が受けられない方と同一世帯であることを確認できる書類
優先接種対象者のうち、身体上の理由によりワクチン接種が受けられない方の保護者など		・被保険者証または学生証、運転免許証、住民票など、年齢を確認できる書類
小学4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の方、65歳以上の方	1月または2月からの予定	・被保険者証または学生証、運転免許証、住民票など、年齢を確認できる書類

※1 慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患

※2 妊婦向けの、保存剤が含まれていないワクチンは、11月中旬以降に接種が可能となる予定です。希望する方は、かかりつけの産科医にご相談ください。

※3 優先接種対象者のうち、国が基準を定めた症状の重い方。

※4 かかりつけ医が発行します。かかりつけ医で接種する場合は不要です。また、小児科領域の慢性疾患のある方は、それぞれ該当する受給者証があれば優先接種対象者証明書は不要です。

ワクチンの接種費用

▶ 1回目 ⇒ 3,600円

▶ 2回目 ⇒ 2,550円

▶ 1～4週間間隔で2回接種

※接種回数は、今後変更になる場合があります。

※2回目の接種を1回目と異なる医療機関で受けた場合は3,600円です。

◎優先接種対象者のうち、住民税非課税世帯などには、接種費用の助成制度（2面参照）があります。

ワクチン接種についてのお問い合わせは

●月～金曜 9時～17時

江戸川保健所 新型インフルエンザ相談センター

電話 (5661) 2475

FAX (3654) 2401

●夜間、土・日曜、祝休日

東京都 新型インフルエンザ相談センター

電話 (0570) 031203

※IP電話・PHSからは、☎03(5977)5638

◎聴覚に障害がある方は、東京都保健医療情報センター「ひまわり」FAX(5285)8080(24時間)もご利用いただけます。

ワクチン接種を受ける方へ

受託医療機関で予約して接種

ワクチン接種は、事前に受託医療機関で予約し、接種に必要な書類（1面参照）を持参して受けてください。区内の受託医療機関は、区ホームページの「新型インフルエンザ情報」や案内チラシでご確認ください。予約方法や接種日・時間などは、各受託医療機関にお問い合わせください。

●案内チラシの配置場所

区役所、各事務所・図書館・コミュニティ会館などの区民施設、江戸川保健所、各健康サポートセンター、江戸川区医師会

接種の効果とリスク

このワクチンは、重症者や死亡者をできる限り減らすことが主な目的です。感染防止を目的としたものではありません。

《効果》

- 重症化や死亡の防止に一定の効果が期待できます。

《リスク》

- ワクチンを接種しても、必ずしも新型インフルエンザに感染しないとは限りません。
- ごくまれに、重い副作用が起こる危険性があります。

費用負担が免除される方の接種方法

優先接種対象者のうち、次に該当する方は接種費用が免除になります。担当の窓口で申請してください。

費用負担が免除される方	申請窓口
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給中の方 中国残留邦人等支援給付受給者 	生活援護第一課 生活援護第一課葛西分室 生活援護第二課
<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯（※） 	江戸川保健所健康サービス課 各健康サポートセンター

※住民税非課税世帯であることの証明書は不要です。ただし、21年1月2日以降に江戸川区に転入された方は、前住所地の世帯全員の非課税証明書が必要です。

《申請の受付開始》

11月9日(月)から

《接種方法》

- ①接種に必要な書類（1面参照、「優先接種対象者証明書」は除く）を持参し、各申請窓口へお越しください。
 - ②各申請窓口にある申請書に記入し、接種票の交付を受け、受託医療機関で予約の上、接種してください。
- ※江戸川区で発行する接種票は、区内受託医療機関でしか使用できません。
- ※基礎疾患のある方は、かかりつけ医で優先接種対象者であることの確認が必要です。そのため、区が発行する接種票を医療機関に持参しても、優先接種の対象とならない場合があります。

《区内受託医療機関以外で接種した場合》

接種時に費用を支払う必要があります。接種後、以下の書類を持参し、江戸川保健所または各健康サポートセンターで償還払いの手続きをしてください。

- ①接種したことがわかる医療機関の領収書（原本）
- ②未使用の新型インフルエンザ予防接種票
- ③印鑑（ゴム印は不可）
- ④振込先の通帳

ワクチン接種「Q & A」

10月22日付 厚生労働省ホームページより

Q. 季節性インフルエンザワクチンは、新型インフルエンザにも効果がありますか？

A. 季節性インフルエンザのワクチンは、今回の新型インフルエンザウイルスに対して有効ではないと考えられています。

Q. ほかの予防接種を受けましたが、新型インフルエンザワクチンを接種できますか？

A. 通常、生ワクチン（経口生ポリオワクチンなど）接種後は27日以上、不活化ワクチン（三種混合ワクチン、季節性インフルエンザワクチンなど）接種後は6日以上あけて接種してください。ただし、医師が必要と認めた場合に限り、ほかのワクチンと同時に接種できます。

Q. 妊婦でも接種できるのですか？

A. 日本で使用されるインフルエンザワクチンは、妊婦でも重い副作用は起こらないと考えられ、一般的に妊娠中のすべての時期で接種可能であるとされています。なお、希望により、妊婦向けの保存剤が含まれていないワクチンを接種できる場合があります。

Q. 接種時の注意点は？

A. 発熱がある場合や重い急性疾患にかかっている方などは接種できません。医師にご相談ください。

Q. 副作用はありますか？

A. 重い副作用は、100万人に1人の割合で起きるとされています。一般的には、5%～10%程度の方に、発熱や頭痛、悪寒などが見られることがありますが、数日で回復します。

Q. すでに感染した人はどうすればいいのですか？

A. 一般的に、感染して発症した人は免疫を持っていると考えられますので、接種の必要はありません。ただし、簡易検査しか実施していない場合、新型インフルエンザと特定できないため、希望すれば接種が可能です。医師にご相談ください。

◎厚生労働省ホームページ

「**新型インフルエンザワクチンQ&A**」

HP <http://www.mhlw.go.jp/>

「かかったかな？」と思ったら

感染の疑いがあるときは 一般医療機関で受診できます

急な発熱、せき、のどの痛み、鼻水、全身の倦怠感などの症状が出たらインフルエンザに感染している可能性があります。受診する前に医療機関に電話で連絡し、受診方法などの指示を受けてから、マスクを着用して受診してください。

◎症状がないにもかかわらず、感染していないことを証明するために受診するなど、不要不急の受診は控えましょう。

◎夜間・休日診療所・救急外来などは大変混雑していますので、診療までに時間がかかります。症状が発熱だけの場合は、翌日にかかりつけ医を受診してください。

◎夜間や休日に、子どもの急病の対応に迷ったら、電話相談窓口を活用しましょう。

小児救急電話相談 ☎ #8000 = 月～金曜17時～22時 / 土・日曜、祝休日、年末年始9時～17時



次のような方は早めの受診を

●持病がある方・妊娠している方・高齢の方

糖尿病や腎臓・心臓の病気、ぜんそくなどの持病がある方や妊娠している方・高齢の方は、重症化するリスクがあります。かかりつけ医に事前に電話で相談し、早めに医療機関を受診してください。

●インフルエンザ脳症に注意

小さなお子さんなどが感染すると、インフルエンザ脳症を発症する場合があります。いつもと異なる右記のような症状がみられる場合には、早めにかかりつけ医に相談してください。

◎お子さんに強い解熱剤を服用させると、重い副作用を引き起こす恐れがあります。解熱剤は必ず、かかりつけ医に相談して使用しましょう。

注意する症状

- ①人を正しく認識できない
(保護者が分からなくなるなど)
- ②幻視・幻覚を訴える
- ③意味不明な言葉を発する
- ④急に怒り出す・泣き出す

新型インフルエンザと診断されたら

新型インフルエンザと診断された方は 自宅での療養となります

新型インフルエンザと診断された方のうち、重症の方は入院となりますが、症状の軽い方は自宅での療養となります。また、呼吸が苦しそう、脱水症状がみられるなど、重症化の兆候がみられたら、早めにかかりつけ医に相談し、受診しましょう。

自宅療養時の注意点

- ①処方された薬をきちんと服用する
- ②せきがでている間はマスクを着用する
- ③できるだけ家族と別の個室で療養する

感染を広げないために

自宅療養の期間の目安は、熱が下がった日から2日を経過するまでですが、周囲の方への感染を防ぐため、症状がなくなっても発症した日の翌日から7日を経過するまでは外出を控えましょう。

感染した家族を看病するときは



受診する医療機関が分からない場合や 自宅療養をしている際のお問い合わせは…

●月～金曜9時～17時

江戸川保健所
新型インフルエンザ相談センター
電話(5661)2475 / FAX(3654)2401



●夜間、土・日曜、祝休日

東京都 新型インフルエンザ相談センター
電話(0570)031203

※ IP 電話・PHS からは、☎03(5977)5638へ。

※聴覚に障害がある方は、東京都保健医療情報センター「ひまわり」FAX(5285)8080(24時間)もご利用いただけます。



新型インフルエンザを 予防し、広げないために

～一人ひとりの日ごろからの心掛けが大切です～

新型インフルエンザの感染経路



新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと同様に、せきやくしゃみによる飛沫や接触により、人から人へ感染します。

一人ひとりが予防を心掛け、感染拡大を防止しましょう。

●せきエチケットを守りましょう

感染拡大を防ぐには、自分がうつらないことと同様に、他人にうつさないことも重要です。

普段から「せきエチケット」を心掛けましょう。



せきエチケット

- ①せきやくしゃみをするときは、マスクを着用するか、ティッシュで口と鼻を覆い、周りの人から顔を背けましょう。
- ②使用したティッシュは密閉容器に捨て、手をよく洗いましょう。

●外出を控え、 外出時にはマスクの着用を

インフルエンザウイルスは、飛沫感染を起こしますので、多くの人が集まる場所への外出は控えましょう。

感染防止には市販の不織布製マスクが有効です。着用するときは、顔とマスクとの間にすき間を作らないよう正しく着用しましょう。使用後は、マスクの外側に触らないようにはずし、ごみ箱に捨てましょう。



●手洗い・うがいを 頻繁に行いましょう

新型インフルエンザにも、季節性インフルエンザや風邪と同様の予防法が有効です。外出後の手洗い・うがいを必ず行いましょう。



正しい手洗いの仕方

よく泡立てた石けんで15秒以上かけて洗い、手洗いの後は、しっかり水で流して、清潔なタオルでよく拭きましょ



①手のひらを洗う



②手の甲を洗う



③指の先を洗う



④指の間を洗う



⑤親指を洗う



⑥手首を洗う

●日ごろの体調管理にも 気を付けましょう

新型インフルエンザウイルスの感染予防のために、日ごろから以下のことにも気を付けましょう。

- 栄養バランスのとれた食事と適切な水分補給をしましょう
- 規則正しい生活を心掛け、休養をしっかりととりましょう
- 室内の換気や湿度に気を付けましょう

